

茂原市大芝3-14-11

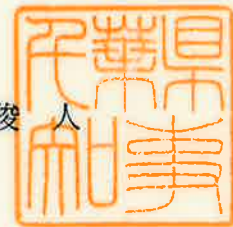
株式会社つなぐ

代表取締役 岩崎 大裕

令和6年7月24日付けで申請のあった指定自立支援医療機関の指定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定により、下記の条件を付して指定自立支援医療機関として指定する。

令和6年9月2日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

- 1 この指定の有効期間は令和6年9月1日から令和12年8月31日までであり、この期間が経過するまでに法第60条の規定による指定の更新を受けなければ、その効力を失うこと。
- 2 次に掲げる場合は、速やかにその旨を届け出ること。
 - (1) 医療機関の名称若しくは所在地又は主として担当する医師の氏名等その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第61条に規定する事項に変更があったとき。
 - (2) 医療機関の業務を休止し、廃止し、若しくは再開したとき又は省令第63条第2号に掲げる場合に該当したとき。
- 3 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）により自立支援医療の適正な実施に努めること。

名 称	主として担当する医師、薬剤師等の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称
つなぐ訪問看護ステーション	つなぐ訪問看護ステーション